



吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

2022 年 10 月 1 日

(承継会社)

東京都港区港南一丁目 7 番 1 号

ソニー株式会社

代表取締役 榎 公雄



(分割会社)

東京都港区港南一丁目 7 番 1 号

ソニーグループ株式会社

代表執行役 吉田 憲一郎



ソニー株式会社（以下「承継会社」といいます。）とソニーグループ株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2022 年 7 月 27 日付で締結した吸収分割契約（その後の変更を含み、以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2022 年 10 月 1 日を効力発生日として、本分割契約に定める分割会社の権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割について、会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2022 年 10 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、本項に該当する事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、分割会社は会社法第 785 条の規定による手続を行っておりません。



- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
分割会社には、会社法第 787 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号に定める新株予約権は存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2022 年 8 月 3 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。
3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、本項に該当する事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
承継会社の株主は会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における当該特別支配会社である分割会社のみであるため、本項に該当する事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 3 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。
4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
承継会社は、本吸収分割が効力を生じた日である 2022 年 10 月 1 日をもって、分割会社から、本分割契約の定めに従い、分割会社における部品・原材料・生産設備等に関する調達契約の締結・維持その他管理など分割会社の調達管理部において行う事業に関する権利義務を承継しました。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2022 年 10 月 3 日に会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。
6. その他吸収分割に関する重要な事項
該当する事項はありません。

以上

